

令和6年度腹部超音波検査精度管理調査実施要領

公益財団法人 全国労働衛生団体連合会

公益財団法人 日本人間ドック・予防医療学会

1 目的

本調査は、各施設が実施する腹部超音波検査の走査技術、読影技術及び精度管理の実施状況を評価し、必要な指導を行うことにより、信頼性の高い優良な健（検）診施設を育成し、早期がんの発見等受診者の利益につなげていくことを目的としています。

2 対象

腹部超音波検査を実施する健（検）診施設。

3 運営

腹部超音波検査精度管理調査は、（公社）全国労働衛生団体連合会と（公社）日本人間ドック・予防医療学会の共同実施により運営されています。

4 実施方法

（1）画像の提出

- 健（検）診、人間ドックなどで令和6年1月から令和6年10月の間に撮影した次の画像を提出してください。

① 正常例 2症例 （正常例①、正常例②）

- 成人健常者で判定区分AまたはBと診断された画像2例を提出してください。適切な判定区分の画像が提出されなかった場合は減点となりますのでご注意ください。
- 原則、異なる技師が撮像したものを提出してください。
- 日本消化器がん検診学会および日本超音波医学会、日本人間ドック・予防医療学会が公表した「腹部超音波検診判定マニュアル改訂版」（2021年）（以下、「検診判定マニュアル」）に準拠し、16～30断面程度に収めるようにしてください（これを著しく超える画像の添付は減点となりますのでご注意ください）。なお、1枚の写真で2分割画像の場合は2断面と数えます。
- 脾臓、腎臓などの撮影で1断面に収まらない場合は2断面で提出してください。
- 様式3に撮影開始時刻と終了時刻、撮影断面数を記入して下さい。なお、所用時間が15分を超える場合は減点となりますのでご注意ください。

② 有所見例 3症例 （指定症例①、有所見例①、有所見例②）

- 「検診判定マニュアル」に基づき、指定症例として「肝充実性病変および肝腫瘍性病変」カテゴリー3以上の症例 1症例、および、肝臓以外の臓器のカテゴリー3以上の症例を 2症例（カテゴリー3以上の症例が 2症例ない場合には、1症例については判定区分が C 判定となるカテゴリー2 の症例を 1症例含めることも可）提出してください。
- 様式3に撮影開始時間と終了時間、撮影断面数（全断面数）を記入して下さい。
- 様式4に所見・カテゴリー・シェーマを記入して下さい。

③ 画像提出に当たっての留意事項

- 個人情報（被検者氏名）・施設名称は削除して提出してください。
- 撮影日時、装置設定、年齢、性別などの情報については削除せずに提出してください。

④ 提出画像の記録方法

- 上記の正常例（症例①、②）、有所見例（指定症例①・有所見例①・有所見例②）の画像をJPG画像に変換しCD-R / DVDに記録するか、サーマルペーパーにプリントしてください。

(2) 関係書類の提出

施設の精度管理実施状況・撮影機器・提出画像の撮影条件・有所見例の所見等が把握できる、次の調査書類を作成し、提出してください。

- 様式1：腹部超音波検査精度管理調査票
- 様式2：撮影機器に関する調査票
- 様式3：提出画像の撮影条件等
- 様式4：提出画像のカテゴリー・指導区分・所見・シェーマ等

(3) CD-R / DVD及び関係書類の提出先

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

〒108-0014 東京都港区芝 4-11-5 田町ハラビル5 階

電話：03-5442-5934

- 送付費用は参加施設が負担してください。
- サーマルペーパーは通知書とともに返却いたします。
- CD-R / DVDは原則として返却いたしません。全衛連が登録廃棄業者に委託して破碎処理・廃棄いたします。

※画像・書類の準備に際しては、「資料等提出上の注意点」をご確認ください

(4) 日本消化器がん検診学会等調査協力施設への対応

日本消化器がん検診学会 全国集計委員会「超音波検診の実態に関する調査」、又は日本人間ドック・予防医療学会「がん症例調査」への協力施設は、精度管理の加点対象とします。

5 評価基準

(1) 評価基準

提出された画像及び書類から、別紙「腹部超音波検査審査基準」に示す項目について、撮影技術、読影技術及び精度管理実施状況について評価します。

(2) 判定基準

判定基準は「検診判定マニュアル」に準拠します。

(3) 審査者

審査及び成績判定は、腹部超音波検査専門委員会委員が行います。

6 成績判定方法

施設の成績は、次の①～④のいずれかに総合評価されます。

① 総合評価 A (優) 85 点以上

撮像画像が極めて良好であり、判定も適正である。また、精度管理も適切に行われている。

② 総合評価 B (良) 70 点以上 85 点未満

A 評価水準には達しないものの、撮像画像が良好で、病変の適切な判定可能な水準であり判定も適正である。また、精度管理も適切に行われている。

③ 総合評価 C (可) 60 点以上 70 点未満

撮像画像が良好といえない、あるいは撮像画像は良好であるが判定が適正ではない。

④ 総合評価 D (不可) 60 点未満

撮像画像あるいは判定が不適切、または両者のいずれもが不適切である。

7 評価結果の通知、公表等

(1) 評価結果の通知

評価結果は、令和7年3月までに通知します。

(2) 評価結果の公表

評価基準を満たした施設については、「全衛連総合精度管理調査結果の概要」及び全衛連ホームページにその成績を公表します。評価 A は「優」、評価 B は「良」と表示します。

8 評価結果通知後の対応

(1) 評価 C または評価 D とされた施設は、その改善策および対応結果を「評価結果の活用状況調査票」に記載し、全衛連事務局に提出してください。また、全衛連主催の研修会に参加していただきます。

(2) 「要実地指導」の対象と通知された施設は、令和7年度の早い時期までに専門委員会委員による「実地指導」を受けてください。(実地指導費用は、指導を受ける施設に別途実費を負担いただきます。)

9 提出画像等の学会・研修会における使用許諾について

提出頂いた画像及びシエーマを全衛連の研修会および関連学会の資料として使用させていただきますことがあります。申込書の同意欄にチェックし、画像使用の許諾をお願いします。(なお使用等は改めて全衛連で匿名化されていることを確認し、被検者・施設に迷惑がかからないよう、その取り扱いには細心の注意を払います。また、使用者は全衛連の腹部超音波門委員に限るものとし、第三者の使用を認めることはありません。)

10 資料の入手方法

- 様式1、様式2、様式3、様式4、「資料等提出上の注意点」は全衛連ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.zeneiren.or.jp/management/download04.html>

1 1 参加申込

(1) 申込方法

全衛連ホームページの「精度管理調査申込」から「腹部超音波検査精度管理調査」を選択し、申込フォームに必要事項を記入し、令和6年9月30日（月）までにお申し込み下さい。

<https://www.zeneiren.or.jp/survey/list.php>

(2) 申込及び書類等の提出期限

申込期限 : 令和6年 9月30日（月）
振込期限 : 令和6年10月31日（木）
調査票及びCD-R / DVDの提出期限 : 令和6年11月15日（金）必着

1 2 参加費用

会 員 33,000 円（税込 本体 30,000 円）※1

会員以外 60,500 円（税別 本体 55,000 円）※2

※1 : 全衛連又は日本人間ドック・予防医療学会会員の参加費用

※2 : 全衛連又は日本人間ドック・予防医療学会の会員以外の参加費用

別紙 腹部超音波検査審査基準

正 常 例	画 質 評 価	ゲインの調整		2	
		STCの調整		2	
		フォーカスの位置		2	
		画像の印象		3	
		合計		9	
	手 技 評 価	胆嚢	頸部の描出		2
			底部の描出		2
		胆管	肝外胆管の描出		2
			膵内胆管の描出		2
		肝臓	左葉外側区域の描出		2
			尾状葉の描出		2
			肝静脈、門脈の描出		2
			ドームS8の描出		2
		膵臓	膵頭部の描出		2
			膵体部の描出		2
			膵尾部の描出		2
		腎臓右	上極の描出		2
			下極の描出		2
			CESの描出		2
		腎臓左	上極の描出		2
			下極の描出		2
			CESの描出		2
		脾臓	上縁の描出		2
			下縁の描出		2
			脾門部の描出		2
	腹部大動脈		2		
	合計		36		
減 点	判定間違い		-10		
	検査時間超過		-5		
合計 (2例の平均)		45			
有 所 見 例	画 質 評 価	ゲインの調整		2	
		STCの調整		2	
		フォーカスの位置		2	
		画像の印象		3	
		合計		9	
	手 技 評 価	撮像手技		30	
		シェーマ		10	
		合計		40	
	減 点	減点1	所見・判定の誤り (カテゴリー判定に影響有)	-10	
		減点2	所見・判定の誤り (カテゴリー判定に影響無)	-5	
		減点3	カテゴリーが不適切	-5	
		減点4	事後指導区分が不適切	-5	
		減点5	その他 (内容を記載)	-5	

左右の
評価を
合計し
1/2
する